

令和5年度 広報・啓発等の状況について

1 市民憲章推進者の表彰

市民憲章の推進に当たっては、特に市民の皆様に模範と認められる方を毎年表彰しています。なお、令和2年度から「京都市自治記念式典(※)」内において表彰を行っています。

※京都市自治記念式典

京都市では毎年10月15日を「自治記念日」として、京都に息づく自治の精神の大切さを再確認するとともに、本市政の推進に尽力された方々の御功績をたたえ、表彰状の贈呈を行っています。

【市民憲章表彰者数（過去5年）】

	個人	団体
令和5年度	195名	6団体
令和4年度	195名	10団体
令和3年度	223名	7団体
令和2年度	213名	17団体
令和元年度	226名	10団体

【市民憲章表彰者数（累計）】

	個人	団体
累計（昭和32年以降）	6,430名	997団体

2 市民しんぶん掲載

(1) 配布部数

約65万部（全戸配布）

(2) 内容

市民憲章の理念や令和5年度の推進テーマ、市民に身近な行動例について、分かりやすく紹介しています。（資料27ページ「きょうと市民しんぶん令和5年10月1日号(抜粋)」を参照）

3 京都市公式SNS（LINE、Facebook、X）での発信

(1) 発信日

令和5年10月6日

(2) 内容

市民憲章の概要や、市民憲章を推進する行動例等に関する情報を配信

4 市民憲章啓発リーフレットの作成

(1) 配信方法

京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載

(2) 内容

令和5年度の推進テーマ及び実践目標を中心に市民に身近な行動例を添えて紹介しています。(資料29～32ページリーフレット「市民憲章ってなんだろう？」を参照)

5 京都市ホームページ「京都市情報館」での発信

(1) アクセス方法

○URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>

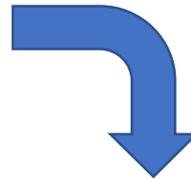


○京都市情報館[<http://www.city.kyoto.lg.jp/>]からもアクセスできます。

[トップページ] → [市政情報] → [市の概要・紹介] → [市民憲章]

(2) 掲載内容

市民憲章本文、推進協議会の紹介、令和5年度の推進テーマ、実践目標などの情報を掲載しています。



教えて！ 市民憲章のこと



1. 市民憲章って？

まちを美しく豊かにするため、1956年に市民自ら5つの約束ごとを定め、全国に先駆けて制定されたもの。京都市民として暮らす中で心がけることがまとめられており、毎年テーマを決めて推進している。

今年度のテーマ

「市民の力、文化の力で地域を元気に」

2. どんなことに取り組みばいいの？

例えば…

- ① 車の使用を控え、市バスや地下鉄などの公共交通機関や自転車を使う 
- ② 和装や食文化など、京都の多彩な文化や伝統、まちの歴史を学ぶ 
- ③ 京都の美しい自然やまちなみが将来にわたって引き継がれるよう、環境や景観の保全を行う 

京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、

- 一、美しいまちをきずきましょう。
- 一、清潔な環境をつくりましょう。
- 一、良い風習をそだてましょう。
- 一、文化財の愛護につとめましょう。
- 一、旅行者をあたたくむかえましょう。

市民憲章を推進し、特に模範となる個人や団体を毎年表彰！

できることから取り組み、みんなで京都をよりよいまちにしていきましょう！
その他の行動例についてはHPをご覧ください。



問合せ 広報担当 TEL222-3094 FAX213-0286





しみんけんしょう

市民憲章って なんだらう？

令和5年度



市民憲章とは…？

京都市市民憲章は、私たちのまち・京都を美しく豊にするために、市民の守るべき規範として、昭和31年に市民の皆様の手により制定されました。今日まで、住よいまちづくりのために大切にしたいみんなの約束ごととして大きな役割を果たしています。市民憲章は全国600以上の都市で制定されていますが、京都市の市民憲章が日本で最初にできた市民憲章とされています。

つまり市民憲章とは

まちをよりよく、もっと好きになるために大切にしたいみんなの約束ごとです。

声に出して読んでみよう！

京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

わたくしたち京都市民は、

- 1. 美しいまちをきずきましよう。
- 2. 清潔な環境をつくりましよう。
- 3. 良い風習をそだてましよう。
- 4. 文化財の愛護につとめましよう。
- 5. 旅行者をあたたかくむかえましよう。

五箇条と言われる5つの約束ごとで定められているよ。

昭和31年5月3日制定

この市民憲章を日々の暮らしに生かし、より具体的な行動につなげていただくため、毎年「京都市市民憲章推進協議会」で定めた、「推進テーマ」と5つの「実践目標」とともに、身近に取り組むことができる「行動例」を紹介しています。「市民力」、「地域力」などのあらゆる京都の力を合わせて、明るい未来を切りひらき、「京都にすんでいてよかった」と感じる魅力あふれるまちづくりを進めていきましょう。

歌ってみよう！

京都市市民憲章の歌

あかるく

波谷 光明 作曲



- | | | | |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. う つ く し い | ま ち を | き ず き ま し ょ | き ず き ま し ょ |
| 2. せ い け つ な | か ん き ょ う を | つ く り ま し ょ | つ く り ま し ょ |
| 3. よ い ふ う | し ゅ う を | そ だ て ま し ょ | そ だ て ま し ょ |
| 4. ぶ ん か ざ い の | あ い ご に | つ と め ま し ょ | つ と め ま し ょ |
| 5. り ょ こ う し ゃ を | あ た た か く | む か え ま し ょ | む か え ま し ょ |

※当時、別の作曲家によって作曲された市民憲章の歌もあり、学校によって歌っていた市民憲章の歌が違う場合があります。

れいわ ねんどうすいしん
令和5年度推進テーマ

しみん ちから ぶんか ちから ちいき げんき
「市民の力、文化の力で地域を元気に」

1

しぜん びかん みどりゆた うつく
自然やまちの美観を守り、緑豊かな美しいまちにしましょう。

2

ちきゅう みらい かんきょう みちか とりくみ じっせん
地球の未来を守るため、環境にやさしい身近な取組から実践しま
しょう。

3

ちいき たいせつ だれ あんしんあんぜん く
地域のつながりを大切にし、誰もがいきいきと安心安全に暮らせるま
ちをきずきましょう。

4

せかい ほこ きょうと ぶんか でんとう たいせつ まも つた
世界に誇る京都の文化や伝統を大切に守り伝えましょう。

5

りょこうしゃ こころ ぶ たいせつ きょうと
旅行者との心の触れあいを大切にし、京都ならではの「おもてなし」
を実践しましょう。

できることから始めよう！

きょう はじめるこうどうれい
今日から始める行動例（できることをチェックしてみよう）

- 自転車の放置やごみの不法投棄をしない・させない
- 分別の徹底など、ごみ出しのルールを守る
- 古紙類や古着類などのコミュニティ回収や、小型家電
など資源物の回収・リサイクルに協力する
- クルマの使用を控え、公共交通機関(市バス・地下鉄
など)や自転車(シェアサイクル、レンタサイクルを含
む)を利用する
- 手付かず食品や食べ残しの「食品ロス」をなくす
- マイバッグ、マイボトルを利用する。
- 冷暖房を適切な温度に設定するなど節電を心掛ける
- 笑顔であいさつをする、町内会に参加するなど地域と
のつながりを日頃から大切にする
- 地蔵盆など、地域の行事に家族や地域の方と参加する
- 災害が起こった時のことを想定し、備えを徹底する

- 自転車に乗るときはヘルメット着用に努め、交通ルー
ルやマナーを守って運転する
- 歩きながら携帯電話・スマートフォンを使用しない
- 多彩な京都の文化や伝統、まちの歴史を学ぶ
- 花を活ける、お茶を点てる、伝統文化・伝統芸能等を鑑
賞するなど文化に触れる
- 異文化に触れ、様々な国の文化への理解を深める
- 京都の文化・習慣を国内外から訪れる人に伝え、市民
生活と調和した行動(※)を促す

(※) 観光客の方に促す行動の例

- ・ 人が多い日中ではなく、人が少ない早朝に社寺拝観を
行う等、混雑を避けることで、静寂の中、じっくりと京都
の魅力に触れてもらう
- ・ 大きな荷物は、宿泊施設まで荷物を運ぶサービスを利用
し、周りに迷惑をかけず、スマートに散策してもらう
- ・ 公共交通機関(市バス・地下鉄など)を上手に組み合わ
せて混雑を避けてもらう

市民憲章を実践している方の声



地域の学区内で「見守り隊」の一人として活動しています。週2回、朝8時頃、子どもたちや通勤する方たちに「いってらっしゃい」と声をかけています。始めてから4年がたち、「見守り隊」は私のライフワークの一つになりました。

この場所は、私自身が育ったところで、自分の子どもたちや孫も通学していた地域で愛着があります。そして、何より毎日顔を合わせる子どもたちがかわいくて。右も左も分からなかった小学1年生が、低学年の手を引

く頼もしい高学年になっていく成長や、最初は恥ずかしくて会釈しかできなかった子が「行ってきます！」と元気よく挨拶できるようになってゆく変化。子どもたちと顔を合わせるの、ほんのわずかな時間ですが、そこにはかけがえのない充実感があります。

また、見守り活動を行っていないときでも、「どこかで見覚えが」と、子どもたちや親御さんから声をかけていただくこともしばしば。これも「見守り隊」がくれた大切なご縁です。これからも地域の皆さんと協力しながら地道に活動を続け、知人や友人、そのご家族が多く暮らすこの地域の安全を見守っていきたく願っています。

【 推進者を表彰しています！ 】

毎年、地域の美化活動や福祉ボランティア、青少年の健全育成など、市民憲章を率先して実行されている方々に対して、表彰が行われています。

市民憲章とSDGs

大好きな京都を未来に引き継ぐために、私たちが60年以上に亘って取り組んできた「市民憲章」。そして、「誰ひとり取り残さない」の理念の下、貧困や不平等・格差、気候変動などの課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指す「SDGs」。実は、「美しいまちをきずく」「清潔な環境をつくる」等、私たちが常日頃から「市民憲章」を意識し、取り組んできた活動は、「SDGs」と重なります。市民ぐるみで取り組んできた結果、大手新聞社が、ごみの減量など74もの項目を調べた「全国市区・サステナブル度・SDGs先進度調査」では、京都市が上位に選ばれています。（平成30年度1位、令和2年度2位、令和4年度4位）



市民憲章をはじめ、推進テーマや実践目標・行動例は、京都市ホームページにも掲載しています。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>

京都市市民憲章

検索



京都市市民憲章推進協議会

<事務局> 京都市総合企画局市長公室（広報担当）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話:075-222-3094 FAX:075-213-0286



京都市
CITY OF KYOTO



SDGs未来都市
京都

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。